

一般社団法人滋賀県産業資源循環協会 災害時復旧活動協力規程

第一章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は一般社団法人滋賀県産業資源循環協会（以下、「協会」という）が、滋賀県及び県下市町村等（以下、「自治体等」という）と締結した災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定（以下、「協定」という）に定められた災害時に発生する廃棄物の処理等及び応急措置に係る協力活動に関し、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 「災害廃棄物」とは、自治体等の災害廃棄物処理計画の対象となる廃棄物（感染性廃棄物を含む）をいう。

3 「災害廃棄物の処理等」とは、災害廃棄物の撤去・収集・運搬、分別及び処分、その他処理に関し必要な業務をいう。

第二章 災害対策本部

(災害対策本部の設置)

第3条 災害が発生し、自治体等より協定に基づく要請を受けたときは、協会災害対策本部（以下「協会本部」という）及び災害の被災地の市町村（以下「被災市町村」という）の区域を含む協会支部に現地災害対策本部（以下「支部本部」という）を設置する。

2 協会本部は協会事務所に、支部本部は支部事務所（支部長宅）に設置する。

3 協会本部並びに支部本部の設置場所は別表1のとおりとする。

(組織)

第4条 協会本部及び支部本部の組織は別表2のとおりとし、協会本部、支部本部に事務局を置く。

(構成)

第5条 協会本部の構成は次のとおりとする。

- (1) 協会本部長 協会会長
- (2) 協会副本部長 協会副会長

(3) 協会本部員 協会理事

2 支部本部の構成は次のとおりとする。

(1) 支部本部長 支部長

(2) 幹事

(構成の任務)

第6条 協会本部長は、自治体等から協力要請があった場合は、自治体等と連携を図り、協会としての協力量針を決定するものとする。

2 支部本部長は、協会本部長からの指示により、支部会員の協力体制を整え復旧活動全般の指揮をとるものとする。

3 幹事は、支部本部長を補佐し、事故等があるとき、その職務を代行する。

4 協会本部員は、災害対策部を構成し、業務の執行を決定する。

(協会本部及び支部本部会議)

第7条 協会本部長は、重要な指示または総合調整を行なうため必要に応じて協会本部会議を招集する。

2 支部本部長は、必要に応じて支部本部会議を招集する。

第三章 災害対策検討部会

(災害対策検討部会)

第8条 協会は、災害廃棄物の処理等及び応急措置並びに他府県協会に係る協力活動の適正かつ効率的な運営及び管理をはかるため、災害対策検討部会（以下「部会」という）を設置するものとする。

2 部会は、理事の中より理事会で選ばれた者で構成する。

3 部会は、委員の互選により委員長1名、副委員長2名を置く。

4 部長は、必要に応じて、会員企業及び学識経験者等から特別委員を指名できるものとする。

(部会の運営)

第9条 部会は、次の事項を審議する。

(1) 災害廃棄物の処理等について

(2) 応急措置に係る協力活動について

(3) 関係機関との連携並びに他府県協会に係る協力活動について

(4) その他部会の運営に関し必要な事項

第四章 平常時の活動

(関係機関との連携)

第10条 協会本部及び支部本部は、平常時の対応として、自治体と連携し、災害廃棄物の処理等及び応急措置に係る協力活動について協議、情報提供等を行うものとする。

2 自治体等の災害対策会議等に参加して、行政も交えた連絡網を整備する。

(1) 災害対策会議等

災害予防、災害応急対策などの計画と整備

(2) 総合防災訓練等

風水害や地震に備える防災訓練への参画

(3) 防災知識の普及・啓発への協力

災害廃棄物の適正処理の啓発

①災害廃棄物に関する関係法令の取扱い

②危険性を伴う廃棄物の取扱い

(4) 連絡窓口・連絡手段の確保

災害対策に係る連絡体制表(別表3)に基づき、協会・2地区に区別した支部を単位として連絡窓口である事務担当者(協会本部、支部)を決定し、自治体等との連絡手段を整備する。

災害規模に応じ、周辺の支部からも支援を行うこととする。

(5) 災害廃棄物処理に可能な支援体制の情報提供

災害時に活動できる人員、車両、重機、ストックヤード、処理施設等について事前に調査し、市町村毎にとりまとめて自治体等に提供するものとする。

(6) その他

災害時に発生する廃棄物の取扱いや処理方法等について、自治体等と情報交換を行うものとする。

第五章 災害発生時の活動

(災害発生時の支援活動)

第11条 協会本部及び支部本部は、自治体等からの要請に基づき、廃棄物の発生状況の情報収集、報告を市町村に行うものとする。

2 上記の情報に基づき廃棄物の処理方法等を検討・協議するため自治体等の災害対策会議等への参加するものとする。

(適正処理、早期処理)

第12条 協会は、災害時に発生する災害廃棄物の処理の要請を受けた場合は、関係協会により、関係法令等の処理基準等に準じて適正処理を行うものとする。

2 協会は、協会が擁するノウハウと機動力を活かし、罹災地区の生活環境を速やかに確保すべく可能な限り早期に処理を行うものとする。

第六章 災害対策体制

(連絡体制)

第13条 協会本部、支部本部及び関係機関との連絡体制は別表3のとおりとする。

(協力体制)

第14条 協会は、災害時の協力体制については、各支部毎の所管地域を次のとおりとする。

(1) 湖南湖西支部 大津市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市

(2) 湖東湖北支部 彦根市、近江八幡市、東近江市、蒲生郡、愛知郡、犬上郡、長浜市、米原市

(協力活動の方法)

第15条 被災市町村の災害の規模に応じて、原則として次の体制で協力活動を実施するものとする。

(1) 災害の規模が前条の一地域に限定される場合には、その災害発生地区の支部会員のみで実施するものとする。

(2) 災害の規模が前条の一地域を越える大規模な災害が発生した場合には、災害発生地区及び隣接する支部会員が応援するものとする。

(3) 災害の規模が府内の半数以上の地域又は全域の範囲に及ぶ規模の場合には、全地域の会員が支援活動を行うものとする。

第七章 災害対策業務

(協会本部及び支部本部の業務)

第16条 協会本部は次の業務を実施する。

(1) 自治体等との情報連絡及び各支部本部への指示伝達を行う。

(2) 災害廃棄物処理等の協力要請に対応する協力体制構築のため各支部本部間の調整と指示を行う。

- (3) 会員事業者の被害状況を各支部本部長を介し把握総括する。
 - (4) その他必要な協力活動業務を実施する。
- 2 支部本部は次の業務を実施する。
- (1) 支部会員事業者被災状況を把握し、協会本部に連絡する。
 - (2) 協会本部からの指示に基づき、災害廃棄物処理の協力が可能である支部本部会員に対し、人員、車両、重機及び機材等の把握を行う。
 - (3) 協会本部から指示に基づき、被災市町村と連携を図りつつ具体的な協力内容を支部本部会員に連絡・通知し、協力活動を実施する。
 - (4) 支部本部が、協会本部からの上記(1)～(3)について実施する場合は、支部本部の会員の協力体制を把握し、諸内容(様式1)を協会本部に報告する。
 - (5) 災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書(様式2)で協会本部に速やかに報告するものとする。
 - ①災害廃棄物の処理等を実施した時期、場所、業者、種類、数量及び状況
 - ②災害廃棄物の処理等に從事した期間、要員、車両及び資機材等の数量
 - ③その他必要な事項

第八章 費用負担

(費用負担)

- 第17条 協会は、自治体等からの要請に基づき災害廃棄物の処理等に要した費用については、協定書によるものとし、協定書の定めのないものは要請した自治体等とその都度協議するものとする。
- 2 協会は、会員が災害廃棄物の処理等に要した費用について、調査研究する。

第九章 その他

(その他)

- 第18条 協定に基づいて定めるべき事項については、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、令和3年2月18日から施行する。

滋賀県及び各市町における災害廃棄物処理等協力マニュアル（第1版）

一般社団法人 滋賀県産業資源循環協会

本マニュアルは、一般社団法人滋賀県産業資源循環協会（以下、「協会」という。）が県及び市町と締結した、「災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定書」（以下、「協定」という。）に定められた、災害廃棄物の処理等の協力が円滑に遂行されるよう、必要な事項を定めたものである。

1、協力体制

協会は、協会災害対策部会本部（以下、「協会本部」という。）及び災害の被災地の市町村（以下、「被災市町村」という。）の区域を含む協会支部に現地災害対策本部（以下、「支部本部」という。）を設置する。

また、災害対策検討委員会「以下、「委員会」という。」を設置し、災害廃棄物の処理等及び応急措置並びに他府県協会に係る協力活動の適正かつ効率的な運営及び管理を図ることとする。

災害発生時には、被災地域における災害により生じた廃棄物の処理等について、滋賀県、各市町からの別紙1「災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定 協力要請書」に基づき、協会本部及び支部本部を中心に支部会員と協力して、別紙2「災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定 協力可能報告書」を作成し、これに対応する。

(1) 組織及び任務

① 協会本部

ア、設置する場所については、別紙3のとおりとする。

イ、本部に協会部会長、協会副部会長、協会部会を置く。

ウ、協会部会長は、滋賀県及び各市町から協力要請があった場合は、滋賀県、各市町と連携を図り、協会としての協力方針等を決定する。

エ、協会副部会長は、協会部会長を補佐し、事故等があるとき、その職務を代行する。

オ、協会部会長は災害対策本部の立ち上げ準備・調整、並びに協力規程第17条にある災害廃棄物の処理等に係る費用等について、滋賀県、各市町と協議のうえ執行を決定する。

カ、協会部会構成員は別紙4のとおりとする。

② 支部本部

ア、設置する場所については、別紙3のとおりとする。

イ、支部本部に、支部本部長、幹事を置く。

ウ、支部本部長は、協会部会長からの指示により、支部会員の協力体制を整え、災害廃棄物の処理等並びに復旧活動全般の指揮をとる。

エ、幹事は、協会部会長、支部本部長を補佐し、事故等があるとき、その職務を代行する。

オ、各支部本部の構成員については、別紙4のとおりとする。

③ 事務局

[協会事務局]

ア、協会事務所に置き、協会職員が職務にあたる。

- イ、職員は局長を補佐し、局長は、協会部会員に事故等があるとき、その職務を代行する。
- ウ、滋賀県・各市町及びその他の関係者との連絡・調整や情報受伝達を行う。
- エ、協会部会長の指示を受けながら、災害廃棄物の処理等の協力が円滑に遂行されるよう、本マニュアルの運行管理を行うとともに、支部事務局と緊密に連携し、必要な情報提供並びに連絡・調整等にあたる。
- オ、連絡体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努める。
- カ、その他、災害廃棄物の処理等に必要な情報を入手し、かつ関係者に提供する。

[支部事務局]

- ア、支部長宅に置く。
- イ、協会事務局と連携し、支部本部長の指示を受けながら、災害廃棄物の処理等の協力が円滑に遂行されるよう、本マニュアルの運行管理を行うとともに、支部役員への必要な情報提供並びに連絡・調整等にあたる。

2、協力体制及び活動方法

(1) 災害時の協力体制については、各支部毎の所管地域を次のとおりとする。

- ア、湖南・湖西支部 大津市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市
- イ、湖東・湖北支部 彦根市、近江八幡市、東近江市、蒲生郡、愛知郡、犬上郡、長浜市、米原市

(2) 被災市町村の災害規模に応じて、原則として次の体制で協力活動を実施するものとする。

- ア、災害の規模が、別紙3の一地域に限定される場合には、その災害発生地区の支部会員のみで実施するものとする。
- イ、災害の規模が、別紙3の一地域を越える大規模な災害が発生した場合には、災害発生地区及び隣接する支部会員が応援するものとする。
- ウ、災害の規模が、府内の半数以上の地域又は全域の範囲に及ぶ規模の場合には、全地域の会員が支援活動を行うものとする。

3、連絡体制

別紙3のとおりとする。

4、災害廃棄物処理等業務

(1) 平常時の対応

- ①協会事務局は、定期的（2年に1回程度）に支部会員を対象に、災害廃棄物の処理等への協力の可否及び資機材等について調査を行い、資機材等リストを作成する。
- ②資機材等リストをあらかじめ滋賀県、各市町に報告し、変更が生じた場合は速やかに修正し報告する。
- ③滋賀県、各市町と連携し、災害廃棄物の処理等及び応急措置に係る協力活動について協議、情報提供等を行うとともに、災害発生後の災害廃棄物の処理等の協力が、円滑に遂行される

よう、協同で訓練を実施するなど、関係機関と連携を図る。

(2) 災害発生時の対応（別紙6参照）

- ①協会本部は災害発生時、速やかに協会部会長と支部本部を立ち上げ、滋賀県、各市町との情報連絡及び支部本部への指示伝達を行う。
- ②協会部会は、災害廃棄物の処理等の協力要請に対応する体制構築のため、各支部本部間の調整と指示を行う。
- ③協会部会は、速やかに、かつ円滑な協力体制が取れるよう、会員の被災、復旧状況等必要な情報を、支部本部長を介し把握統括する。
- ④支部本部は、協会本部からの指示に基づき、支部会員の安否確認並びに被災状況、平常時に調査した資機材等の調査結果を基にして、協力可能な人員、車両及び資機材、災害廃棄物の受入処理可能量等の数量を、協会本部に様式1号により報告する。
- ⑤協会本部は、発災後、滋賀県、各市町からの協力要請書（別紙1）に基づき、平常時に調査した資機材等の調査結果を基にして、会員が保有する人員、車両及び資機材等の協力可能な数量等を取りまとめ、滋賀県、各市町に報告する。

(3) 滋賀県・各市町から協力要請があった時の対応（別紙7参照）

- ①協力部会は、滋賀県、各市町から協力要請があった時、滋賀県、各市町と連携を図り、協会としての協力方針を決定する。
- ②協会部会は、支部本部から報告のあった協力可能な人員、車両及び資機材、災害廃棄物の受入処理可能量等の数量に基づき、災害廃棄物の処理等業務の執行を決定する。
- ③協会部会は、決定された具体的な災害廃棄物の処理等業務の協力内容等を、支部本部へ書面（様式2号）により協力要請する。
ただし、緊急を要する場合等は、電話等により協力要請する。その場合、協会本部は速やかに、具体的な災害廃棄物の処理等業務の協力内容等を記載した書面を送付する。
- ④支部部会は、協会本部からの指示に基づき、具体的な災害廃棄物の処理等業務の協力内容等を、様式第2号により取りまとめ協会本部に速やかに回答する。
- ⑤協会本部は支部本部から報告のあった、災害廃棄物の処理等業務の協力要請回答書（様式第2号）により、災害廃棄物の処理等業務の協力内容等を取りまとめ、別紙2により滋賀県、各市町に報告する。

※災害廃棄物の処理等業務の協力内容等とは、災害廃棄物にかかる収集・運搬・処理・処分内容等その他必要な事項をいう。

ただし、緊急を要する場合等は、電話等により協力要請する。その場合、支部本部は速やかに、具体的な災害廃棄物の処理等業務の協力内容等を記載した書面を送付する。

(4) 災害廃棄物処理等具体業務

- ①滋賀県、各市町との災害時における廃棄物の処理等業務を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に基づき適正に行い、「東日本大震災等の経験に基づく災害廃棄物の処理の技術的事項に関する報告書」（平成 29 年 3 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部発行）に準拠して具体の処理を行うものとする。（別冊「東日本大震災等の経験に基づく災害廃棄物の処理の技術的事項に関する報告書」抜粋参照）
- ②災害廃棄物処理パンフレット「災害発生時における災害廃棄物処理の注意点」（別冊 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 発行）を、関連協会会員に配布し周知徹底を図るものとする

5 作業日報の作成及び業務完了報告

①支部会員

- ・災害廃棄物の処理等にあたった支部会員は、必ず、「作業日報」（様式第 3 号）に、委託された災害廃棄物の処理等を、開始した日から処理を終了した日までの間、従事した日ごとに、作業の内容を記録し、その日の作業を終了した時点で、現場責任者の確認署名を受け、その翌日の午前中に、支部本部に報告する。

なお、作業日報の様式が滋賀県、各市町から示された場合は、その様式に従って記録する。

②支部本部

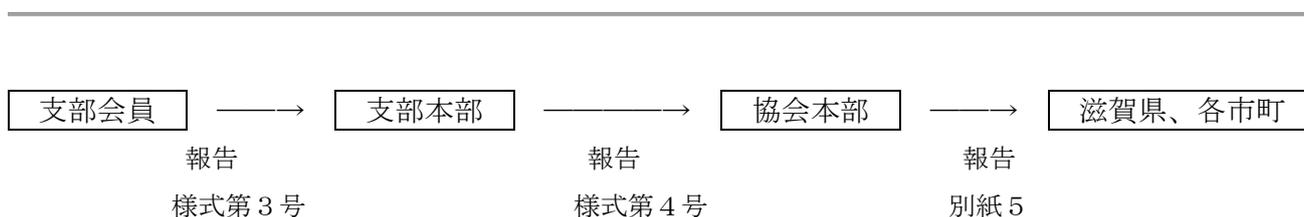
- ・支部本部は、協力要請のあった業務を終了した時は、作業日報を集計して、作成した「災害廃棄物処理等業務完了報告書」（様式第 4 号）を協会本部に提出する。

③協会本部

- ・協会本部は、協会第 7 条に基づき、滋賀県、各市町へ報告する。（別紙 5）

業務中

業務終了



6 費用負担

協会は、協定書に基づき実施するものとし、定めのないものについてはその都度協議する。